

# 令和8年度 保育施設等設置・運営事業者募集の実施について

大阪市では、保育を必要とする全ての児童に対応する入所枠確保を目指しており、次のとおり保育施設等（令和9年4月開設）を整備する事業者を募集します。

## 1. 募集区分

募集区分	補助金	
	補助金交付対象施設等	自主整備（補助金なし）
Ⓐ認可保育所創設	認可保育所	—
Ⓑ地域型保育事業創設	小規模保育事業（A型・B型）	小規模保育事業（C型） 家庭的保育事業 事業所内保育事業

## 2. 募集地域及び募集箇所数（補助金交付対象）

### Ⓐ認可保育所創設

区	定員×施設数	区	定員×施設数
都島区	80人 ×1か所	東淀川区	80人 ×3か所
福島区	150人※		80人 ×3か所
中央区	210人※		80人 ×1か所
浪速区	60人 ×1か所		80人 ×1か所
淀川区	90人 ×1か所		100人 ×1か所
	90人 ×1か所		100人 ×2か所
	90人 ×1か所		73人 ×1か所
	90人 ×1か所		

### Ⓑ小規模保育事業（A型・B型）創設

区	施設数	区	施設数
北区	1か所	東淀川区	12か所
都島区	2か所	生野区	2か所
福島区	1か所	旭区	5か所
此花区	1か所	城東区	4か所
港区	2か所	阿倍野区	1か所
淀川区	6か所	西成区	4か所

※認可保育所創設の福島区・中央区は、施設単位の定員指定は行いません。記載の入所枠・施設数が確保されるまで募集を継続します。

（中央区例：30人以上の施設を210人分の定員が充足するまで募集）

なお、自主整備については施設種別を問わず、市内全域で応募できます。

## 3. 公募スケジュール（予定）

募集区分	年度・月	令和7年度						令和8年度					
		12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
Ⓐ認可保育所創設	★		継続募集					★					
	■		▲		●								
	※2	■		▲		●							
			※2	■	▲				●				
				※2	■	▲			●				
Ⓑ小規模保育事業（A型・B型）創設	★		継続募集					★					
	■		▲		●								
	※2	■		▲		●			●				
			※2	■	▲				●				
				※2	■	▲			●				

凡例：★募集期間 ■応募書類受付開始 ▲応募書類締切（本登録（注）） ●結果公表

注：本登録前に事前登録が必要になります（募集区分により事前登録の時期は異なります）

※1 募集数に達しない場合、継続して募集を実施します。

※2 2回目以降に応募受付する内容は、それまでの応募（募集数に達した場合）や選定状況などにより、変更や中止となる場合があります（隨時、大阪市ホームページで周知します。）。

## 4. 保育施設整備促進のための補助等

詳細については、募集要項をご覧ください。

### ○工期確保による保育施設応募の促進

「④認可保育所創設」の公募については開設期限を原則翌年4月（令和9年4月）としていますが、工期の関係上開設が間に合わない場合は、最大で開設日を翌々年4月（令和10年4月）まで延ばすことが可能です。

### ○土地所有者に対する助成制度

保育所整備用地の確保を図るため、認可保育所用地を賃貸借契約で提供した土地所有者に対して、固定資産税及び都市計画税相当額10年分を一括で補助します（建て貸し方式も補助対象）。

### ○認可保育所（改修）にかかる補助基準額の引上げ

テナントビル等への保育施設整備にかかる改修工事費が高額化していることから、補助基準額を国基準額より引き上げています。

定員	国基準額（補助額上限）	大阪市基準額（補助額上限）
60人以上	6,798万円（5,098万円）	1億円（7,500万円）
30～59人	3,337万円（2,502万円）	5,500万円（4,125万円）

### ○都市部における賃借料支援事業

建物賃貸物件による保育所整備をする場合であって、実際の建物賃料（礼金等は除外）が保育所委託費における賃借料加算額の3倍を超える場合に建物賃料と賃借料加算額の差額の一部を補助します。  
※賃料相場が市平均を超える9区について、令和6年度より補助期間・補助額を拡充しています。

	北区・都島区・福島区・中央区・西区・天王寺区・浪速区・淀川区・阿倍野区	左記以外の区
補助額	建物賃料と賃借料加算額の差額の3/4	
補助上限額	年間2,145万円	年間1,125万円
補助期間	開設から5年～最大20年	開設から5年
補助対象地域	保育所整備補助対象地域（募集要項におけるA・B・C地域）	

※令和8年度整備補助決定分までの予定

## 5. その他

○今年度より保育施設の開設と同時に乳児等通園支援事業を実施する事業者も募集します。

### 乳児等通園支援事業

全ての子どもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形で支援するため、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位等で保育所等を利用できる事業です。

○既存施設の定員増加、認定こども園移行にかかる募集については、別途案内します。

【担当】大阪市こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 環境整備グループ

電話：06-6208-8041 FAX：06-6202-9050